

【飯塚市産婦健康診査の実施のお願い】

（医療機関ご担当者様へ）

平素より、母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。飯塚市では、令和5年4月1日より「産婦健康診査(産婦健診)」の助成を実施しております。対象者が指定医療機関以外(業務委託契約を締結していない医療機関)で産婦健診を受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。産婦健診の内容は次の通りです。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

【対象者】

- ・ 受診日において飯塚市に住民票を有するもの
- ・ 飯塚市の産婦健診受診券(妊婦健診受診券の裏側)の交付を受けているもの
- ・ 出産後8週を経過していないもの

【実施回数】

2回(1回目：産後2週頃 / 2回目：産後4週頃 を目安に実施)

【健診内容】

- ◎問診(生活環境、授乳に関する困りごと、育児不安、精神疾患の既往等、服薬歴など)
- ◎診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)
- ◎体重・血圧測定
- ◎尿検査(蛋白・糖)
- ◎こころの健康チェック
(産婦が持参)
 - I 育児支援チェックリスト
 - II 赤ちゃんへの気持ち(ボンディング)質問票
 - III エジンバラ産後うつ(EPDS)質問票

※上記すべて必須項目(2回)です。受診の際に実施がない場合、償還払いの対象外となります。

【費用】

貴医療機関が定める産婦健診費用を産婦に全額自己負担していただきます。

後日、産婦の償還払い申請に基づき対応します。助成額は、飯塚市の上限額(1回5,000円)☒と産婦健診の自己負担額(保険診療の自己負担金を除く)を比較して少ない方の金額となります。なお、お子さんの健診費用の助成はありません。

【健診の流れについて】

- ①産婦が持参される産婦健診受診券・産婦健診結果票(2枚複写)をご確認下さい。
- ②産婦健診を実施し、産婦健診結果票(2枚複写)へ記載。親子健康手帳(母子健康手帳)のP15『出産後の母体の経過』に検査結果などを記載して下さい(裏面参照)。
- ③産婦健診の結果、支援が必要な産婦と判断された場合は、飯塚市へ連絡または産婦健診結果票の『市への連絡事項』への記載をお願いします(裏面参照)。
- ④産婦が費用を支払われたら、領収書及び明細書と産婦健診結果票(2枚目：請求用)を産婦へお渡し下さい。こころの健康チェックの質問票の返却は不要です。
- ⑤産婦健診結果票(1枚目：健診機関控用)は貴医療機関で保管して下さい。